

告 示

埼玉県告示第百十八号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

川越市南田島地内

四 作業期間

令和二年二月十日から令和二年三月十三日まで